

障がい者福祉プランの基本理念（案）と基本目標（案） 及び

障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画 の目標設定について

障がい福祉課
子ども発達センター

1. 基本理念（案）

本市における障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、障がい者福祉プランにおける基本理念を設定する。

(1) 基本理念の考え方

- ① 国が策定する障害者施策の最も基本的な計画である「**障害者基本計画**」と**整合**がとれていること
- ② 「**第6次宇都宮市総合計画後期基本計画**」（令和5～9年度）と**整合**がとれていること
- ③ 市の障がい福祉**施策**における課題を的確に捉えていること

1. 基本理念（案）

① 「障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）

項目	内容
位置づけ	<ul style="list-style-type: none">・ 国が講ずる障害者施策の最も基本的な計画・ 「障害者基本法」の第11条に基づき作成
基本理念	<p>共生社会の実現に向け，障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し，その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに，障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため，施策の基本的な方向を定める。</p>

1. 基本理念（案）

② 「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」（令和5～9年度）

子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースマートシティ」の実現を目指す。

「スーパースマートシティ」とは、NCCを土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が融合したもの

障がい福祉分野では、特に

「地域共生社会」の実現を目指す



1. 基本理念（案）

「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」

政策の柱Ⅱ 健康・福祉の未来都市

政策5 あらゆる市民が安心して支え合いながら，自立して生活できる社会の実現

施策3

障がいのある人の生活の充実

＜ 施策の方向性＞

- ・ 社会的な自立の促進
- ・ 地域生活への支援の充実
- ・ 障がいへの理解促進・差別解消の推進

1. 基本理念（案）

③ 障がい福祉施策における課題（「資料5 課題の総括」参照）

- ・ 障がい者の社会的自立の促進
- ・ 障がい者の地域生活支援の充実
- ・ 障がいへの理解と配慮の促進

1. 基本理念（案）

(2) 「第6次宇都宮市障がい者プラン」の基本理念（案）

現行計画である第5次プランの基本理念は、既に国の「障害者基本計画」や「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」の目指す「地域共生社会の実現」となっており、法の目的等を的確に示しているものであることから、第6次プランにおいても**第5次プランの基本理念を引き継ぎ、「地域共生社会の実現」**に向け、更なる取り組みを進めるものとする。

第6次プランの基本理念（案）

「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく
生き生きと 安心して暮らせる 地域共生社会の実現」

2. 基本目標（案）

- ◎ 第5次宇都宮市障がい者福祉プランから引き継いだ基本理念の実現を目指し、総括した課題等に的確に対応する施策・事業を推進するため、第6次プランにおいても、第5次プランの3つの基本目標を引き継ぐ。

基本目標①

自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

主な取組（案）

- 企業と障がい者の就労に係る相互理解の促進
- 工賃向上のための支援の充実
- 豊かな生活が送れるよう文化芸術・スポーツなどの社会参加の促進
- 余暇活動や社会参加のための外出支援の充実

2. 基本目標（案）

基本目標②

乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

主な取組（案）

- 緊急時に対応できる相談体制の充実
- サービスの提供体制の充実
- 親なき後を見据えた支援や障がい者の重度化・高齢化に対応した
住まいの場の確保
- 障がいの早期発見・早期療育
- 切れ目のない支援の充実
- 医療的ケア児の受け入れ体制の充実

2. 基本目標（案）

基本目標③

互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

主な取組（案）

- デジタルを活用した情報アクセシビリティの向上
- 民間事業者における合理的配慮の提供の促進
- 幼少期からの障がい者への理解促進
- 権利擁護の取組・体制の充実
- 災害対策の充実

3. 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の目標設定について

- ◎ 第7期障がい福祉サービス計画・第3期障がい児福祉サービスの策定にあたり、国から示された基本指針に即し、これまでの進捗状況を踏まえ、市の新たな目標値を設定する。

▽ 国から示された基本指針（成果目標の項目）

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減など

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：
325.3日以上など

③ 地域生活支援の充実

強度行動障害を有するものに関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることなど

3. 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の目標設定について

- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上など
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターを1か所設置など
 - ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善など
 - ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 本市の目標値について、今後設定する。